

復原性試験の省略基準に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS は、2000 年 6 月に SOLAS 条約第 II-1 章第 22 規則に対する統一解釈 SC155 を採択し、同型船及び改造後の船舶に対する復原性試験の実施について、統一的な取扱いを行ってきた。

一方 IMO は、IACS からの統一解釈 SC155 の提出を受けてこれを検討した結果、同型船及び改造後の船舶に対する復原性試験の省略に関する基準を一部強化の上、MSC/Circ.1158 として回章している。なお、その一部については、2009 年 1 月 1 日に発効予定の SOLAS 条約第 II-1 章に反映されている。

IACS としては、MSC/Circ.1158 が非強制のものであることから、同 Circular 回章後も統一解釈 SC155 を維持していた。しかしながら、同 Circular への適合を要求する主管庁が増えてくるとともに、Circular の一部が SOLAS 条約第 II-1 章へ取り入れられたことから、上記統一解釈を MSC/Circ.1158 に整合させる形で改め、統一解釈 SC155(Rev.1)として採択された。

今般、IACS 統一解釈 SC155(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則検査要領 B1.1.2-1.(4)に、軽荷重量又は重心位置が基準値を超えるような改造について、復原性試験を実施する旨を追記した。
- (2) 鋼船規則検査要領 B2.3.2-5.に規定する同型船に対する復原性試験の省略に関する規定を改めるとともに、復原性試験を省略した場合の軽荷重量及び重心位置の取扱いを追記した。